

仲間づくり教養コース ⑥社会福祉学

## マイナンバー制度

第3回・第4回

### マイナンバー制度の目的と市民生活への影響

日時：7月30日（土）・8月6日（土）10:00am～

場所：鶴瀬公民館 第三集会室

講師：石原 罔美 氏（社会保険労務士）

受講生 第3回37名・第4回30名

第3回と第4回は、学習課題を今年1月から施行されている「マイナンバー」について、その目的と市民生活及び社会保障への影響について、いのちと健康を守る全国センター理事で、社会保険労務士の石原罔美先生をお迎えして、2回に亘りご講義戴いた。

#### マイナンバー制度とは？

○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（番号法）

- ・マイナンバーというのは通称
- ・番号法第6条（事業者の努力）

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする

○利用開始：平成28年1月～

- ・雇用保険関係手続
- ・税務関係手続
- ・個人番号カードの交付

○2017年1月開始予定であった「健康保険、厚生年金保険関係手続」については、セキュリティ関係整備遅延のため、開始時期は未定

#### 通知カード、個人番号カード

○住民票を有するすべての人に、一人1つの番号（12桁）が通知される

- ・平成27年10月から順次、市区町村から書留で郵送されている

- ・住民票と違う所に住んでいる人は要注意

～富士見市でも、未だ受け取っていない人が2割弱存在するそうです

○法人にも指定場番号（13桁）が届けられる

○居住情報登録申請書（居住地市区町村に申請する）

- ・震災の避難者、DV、ストーカー等の被害者、児童虐待等の被害者

○個人番号カードの申請、発行

- ・希望する者は、写真添付の上申請する <現在の処、義務ではない>

- ・現在は、手数料無料 <将来有料化の動きあり>

～カード発行済の受講生の話によると、半年程度かかって届いた由

- ・身分証明書にもなる

～顔写真、氏名、住所、性別、生年月日が記載されている

ICチップ付、裏面には12桁の番号が記載されている

- ・有効期限：10歳以上の人は10年間、10歳未満は5年間毎に更新する
- ・番号が流出し、不正に使用される恐れがあるときを除き、番号は変更されない
- ・クリアファイル、バッチ等で保存し、紛失しないように <再発行は可能>

#### マイナンバーの目的

○いまは、①社会保障、②税、③災害対策に利用

①社会保障⇒年金（資格取得喪失、確認、給付）

労働（同上）

医療（同上）

他の福祉分野（介護、生活保護等）

②税⇒税務署等への申告書、届出書、調書等

③災害対策⇒被災者生活支援金の支給、被災者台帳作成

○三つの目的

①公平、公正な社会の実現

- ・各機関の情報が把握しやすくなるため、脱税や生活保護の不正受給を防止
- ・災害時や本当に困っている人への支援が可能となる

②国民の利便性の向上

- ・高額医療制度申請時、加入する健康保険にマイナンバーを伝えれば、所得証明書を

取り寄せる必要がなくなる

### ③行政の効率化

- ・2017年7月を目途に、国と地方自治体の情報システムが結ばれ、役所毎に散らばる個人情報を、マイナンバーですぐに照会できる

#### ○問い合わせ

- ・市区町村、県、税務署、警察、国、金融機関は、マイナンバーの問い合わせが可能  
～問い合わせは、未使用のプレ印字付きの文書による  
電話による確認は絶対にしません<詐欺行為等に気をつけよう>

#### ○「3つのするな」を厳守

- ①失くすな
- ②捨てるな
- ③電話で応えるな

### 罰則の強化<以下主な刑罰>

- 番号法第67条⇒個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合  
<4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科>
- 番号法第70条⇒人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得  
<3年以下の懲役又は150万円以下の罰金>
- 番号法第75条⇒偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得  
<6月以下の懲役又は50万円以下の罰金>

### マイナンバーの利用範囲拡大等について

#### ○預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ・預金保険機構によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする
- ・金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査で、マイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする

#### ○医療等分野における利用範囲の拡充等

- ・健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用

を可能にする <既に実施済>

- ・ 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする <既に実施済>

○地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

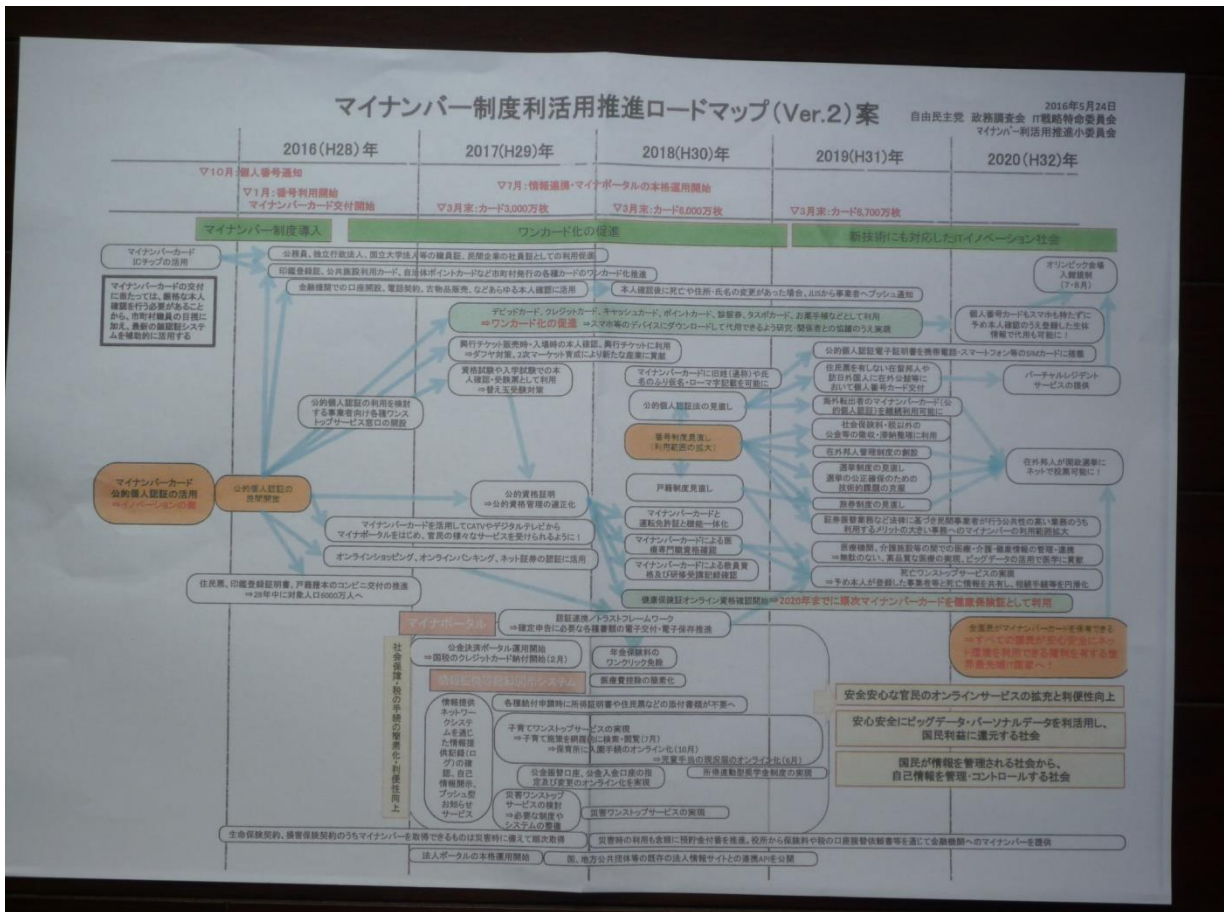
- ・ すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする
- ・ 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする
- ・ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉の分野においても利用事務、情報連携の追加を行う

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（Ver.2）案

○自由民主党 政務調査会 IT戦略特命委員会 マイナンバー利活用推進委員会

(2016年5月24日付資料) ⇒下の図表によると

- ・ 最終的に2020年（平成32年）までには、ワンカード化して全ての機能を持たせることを標榜している  
⇒来年の通常国会から順次、法案が上程されると思料
- ・ 「マイナンバーカード（個人番号カード）の発行」は、全国民に義務化（現在は希望者のみ）されることになると思料  
⇒常に携帯することになる





## こんな時に、ここで使う! マイナンバーの利用シーン

**学生**

奨学金の申請時に貸与元の**機関**へ

アルバイトを始める時に**バイト先**へ

**就職**

源泉徴収票の作成や雇用保険などの手続きで**勤務先**へ

税の確定申告などの時に**税務署**へ

**結婚子育て**

児童手当や出産育児一時金などの申請時に**市区町村**や**健康保険組合**へ

パートを始める時に**パート先**へ

**退職後など**

福祉や介護の手続きで**市区町村**へ

資産運用の手続きで**銀行**や**証券会社**へ

他にも、こんな場面でマイナンバーを使います。

- 雇用保険の失業等給付の手続きで**ハローワーク**へ
- 災害時の支援制度を利用する時に**市区町村**へ
- 生命保険、損害保険、共済の受取時に**保険会社**や**組合**へ
- 国外送金や国外から受金する時に**銀行**や**郵便局**へ
- 年金給付の手続きで**日本年金機構**へ

**マイナンバーカード (個人番号カード)**

便利な機能が広がる ICチップ付のカード

ICチップの電子証明書は、様々なサービスに

マイナンバーは、社会保障・災害対策の行政手続きに

**マイナンバーの提示と本人確認が、これ1枚で完結!**

通知カードだけで手続きを行う場合は、他に身分証の準備が必要です。

※表面は、口役照像、パスポートの顔照像など、様々な場面で身分証明にも!

e-Taxなどの電子申請が可能、コンビニで住民票の写しが取れる**市区町村**も

電子証明書などICチップは民間サービスでの活用も可能で、便利な機能が広がる予定です。

【カードの有効期限】20歳以上は10年、20歳未満は5年  
【発行手数料】初回は無料です。

申請は郵送またはスマホ・パソコンで! 詳しくはこちら [マイナンバーカード総合サイト](#)

この2つで、  
ますます便利に  
なるんですよ!

未来の便利につながる **マイナポータル** 平成29年から順次開始予定!

マイナポータルに関する行政機関の間での自分の個人情報のやりとりが、自宅のパソコンから確認できます。(平成29年7月頃から)

その他以下のような様々なサービスが予定されています。

- ✓ 予防接種の履歴や、確定申告に必要な情報などをネットで確認!
- ✓ 自宅のパソコンから、官民の各種手続きが可能に!
- ✓ 子育て支援や福祉サービスなど、個人にあったお知らせが届く!
- ✓ 引越の時、複数の届け出を自宅のパソコンでまとめてできる!

※パソコンを使いたくない方も利用できるよう、自治体への端末設置を予定しています。  
※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

<政府広報マイナンバーまるわかりガイド(上図)と、熱心にメモを取る受講生(下図)>



○講師の石原先生から「この制度は、まだ始まったばかりであり、詳細の実施事項は殆どこれからです。今後の国会の議論に注視しましょう」と結ばれた。

【文責：秋山孝昭】